

王寺町観光協会事業

「王寺町グルメマップ」製作業務委託仕様書

1 目的

令和2年5月に王寺駅南側に民間の大型宿泊施設（東横イン）が誕生する。王寺駅北側・南側一体のグルメマップを新たに製作し、王寺町の主要産業である飲食業とホテルの連携により宿泊滞在型観光を促し、商業の活性化を図る。また、グルメマップには飲食店だけではなく、観光地への誘導、案内や観光ルート等も掲載することにより、飲食店への誘導、観光地と飲食店のネットワークづくりと情報発信力を高めることでエリアの価値も高める。今後、関西エリアは大阪万博といった国際的なビッグイベントが開催され、全世界から注目されている。それらのイベントに合わせて多くの外国人観光客が奈良を訪れる。法隆寺や信貴山方面へのアクセスが良い奈良県の西の玄関口である王寺町にも外国人観光客の誘客・滞在が見込まれる。それに伴い多言語対応の必要性も予想されることから、第一に日本語のグルメマップデータを製作し、それを元に多言語グルメマップを製作する。

2 履行期間 契約締結日～令和2年2月29日まで

3 事業内容

(1) 王寺町グルメマップの製作

- ・王寺駅南側・北側の飲食店が一目で分かる魅力あるグルメマップの日本語版データ製作。
- ・製作したグルメマップの多言語化。
【英語・韓国語・中国語（繁体字）・中国語（簡体字）】
- ・部数 各 2,000 部（多言語版）
- ・判型 8 ページ程度 A4 版（独自提案可）
- ・納品日 令和2年2月末

(2) 王寺町観光協会ホームページ上での WEB 展開

- ・王寺町観光協会の現行のホームページ内で多言語版を含むグルメマップの掲載。
（掲載方法については提案すること）
- ・最低1年間の維持管理を行い、不具合が生じた際は早急に対応すること。

4 定期ミーティング（業務報告会）

本業務の進め方の協議や進行管理・成果等について、常に本協会と連携を図り、情報共有をしながら適切な業務が遂行されるよう、毎月2回以上、原則王寺町地域交流センターにおいて定期ミーティングを行い、受託者は終了後速やかに、受託者の負担において議事録を提出すること。

5 参考資料の閲覧

以下の成果品を閲覧することができるものとする。

- ・平成28年度作成、『歩いてめぐろう！王寺町 雪丸ロードグルメMAP』
- ・平成30年度作成、『王寺エキキタおさんぽマップ』

6 その他運営上の要件

(1) 実施体制

実施体制には、業務責任者を置き、業務全般の活動を一元化（トータルコーディネーター）すること。

(2) 事業計画書の作成

契約締結後、事業計画書を作成し、提出すること。

(3) 業務完了報告書の作成

事業実施後において、業務完了報告書を作成し、提出すること。

7 成果品

(1) 王寺町グルメマップの製作

- ・日本語版グルメマップ電子データ
- ・グルメマップ冊子【英語・韓国語・中国語（繁体字）・中国語（簡体字）】
各2,000部
- ・電子データ
 - ① グルメマップの版下データ
 - ② グルメマップのテキスト、イラスト及び画像データ

(2) 王寺町観光協会ホームページ内でのグルメマップの掲載

【日本語・英語・韓国語・中国語（繁体字）・中国語（簡体字）】

(3) 納品場所

奈良県北葛城郡王寺町久度2-2-1-501
王寺町観光協会事務局（王寺町地域交流課内）

8 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託若しくは請負わせる場合において、事前に書面にて報告し、本協会の承諾を得たときは、この限りではない。

(2) 成果品の利用及び著作権

受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(3) 業務の履行に関する措置

王寺町観光協会は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に王寺町観光協会に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

9 事業費限度額と支払方法

(1) 事業費限度額

5,763,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 支払方法

業務完了確認後、全額を払うものとする。